

新潟県における  
地域農業構造転換支援事業  
の実施について

令和8年3月27日

新潟県農林水産部地域農政推進課

# 目 次

---

## 新潟県における地域農業構造転換支援事業の実施について

---

新潟県における地域農業構造転換支援事業の実施について	1
(別表) 市町村が提出する書類の種類、提出先及び部数等	4

---

## 様式

---

様式A 地域農業構造転換支援計画書承認(又は変更承認)申請について	5
様式Aの関係書類 助成対象者における消費税等の納税対応状況確認表	7
様式B 地域農業構造転換支援事業目標達成状況報告書	9
様式B別添1 地域農業構造転換支援事業目標達成状況報告書 (市町村)	10
様式B別添2 地域農業構造転換支援事業目標達成状況に対する所見等 (地域振興局)	11
様式C 地域農業構造転換支援事業に係る事業の取り止めについて	12

## 新潟県における地域農業構造転換支援事業の実施について

### 1 趣旨

新潟県における地域農業構造転換支援事業の実施にあたっては、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「県規則」という。）及び新潟県地域農業構造転換支援事業補助金交付要綱（令和8年3月 日付け地農第 号。以下「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、この定めによる。

### 2 実施の手続き等

#### (1) 地域農業構造転換支援計画及び添付書類の作成

実施要綱第2の1に定める事業（以下「補助対象事業」という。）を実施しようとする市町村長は、実施要綱別記1第1の6（1）に定める地域農業構造転換支援計画（以下「構造転換支援計画」という。）を作成し、別表に定める関係書類を添付して申請するものとする。

#### (2) 市町村長の申請

構造転換支援計画の承認申請は、市町村長が次の承認要件を全て満たすことを自ら確認した上で、様式Aにより、別に定める期日までに行うものとする。

なお、当該申請は、所管の新潟県地域振興局長（以下「地域振興局長」という。）を経由するものとする。（以下、同じ。）

	確認事項
構造転換支援計画	○実施要綱別記1第1の6（2）イ（ア）から（コ） ○実施要綱別記1第1の4（1）に定める地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

#### (3) 構造転換支援計画の承認

知事は、北陸農政局長と所要の手続きを経て、構造転換支援計画を承認し、市町村長に通知する。

#### (4) 事業の着工

ア 補助対象事業の着工は、原則として県規則第4条の交付の決定に基づき行うものとする。

ただし、実施要綱別記1第1の6（3）のアのただし書により、助成対象者が交付の決定前に着工する場合にあつては、市町村が定める交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、あらかじめ、市町村長が助成対象者から交付決定前着工届の提出を受け、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 前項により交付決定前に着工する場合について、「事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実」とは、（3）に基づく支援計画の承認及び割当内示を受けた時点

とする。

また、この場合においても、市町村長は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

なお、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

### 3 支援計画等の変更

- (1) 実施要綱別記1第1の7に基づく重要な変更（以下「重変」という。）を行う場合又は補助金の増額を伴う場合、市町村は、1の(2)に掲げる手続きに準じて申請するものとする。

ただし、重変のうち、補助金を減額する場合は、県交付要綱第5に定める変更の承認申請書（事業の中止又は廃止の場合は、県交付要綱第7に定める事業中止（廃止）承認申請書）に変更理由、支援計画及び関係書類を添付して申請することで、これに代えることとする。

- (2) 重変に該当しない軽微な変更のうち、補助金額が減額する場合は、県交付要綱第4に定める変更交付申請書に変更理由、支援計画等及び関係書類を添付するものとする。

#### 【変更等の手続方法】

	重変に該当	軽微な変更
補助金※の増額	支援計画の変更申請	同左
補助金※の増減なし		—
補助金※の減額	支援計画の変更申請 又は県交付要綱 変更承認申請等に添付	県交付要綱 変更交付申請に添付

※ 市町村への補助金の額の合計をいう。

### 4 目標達成状況の報告等

- (1) 市町村長は、実施要綱別記1第2による成果目標の達成状況及び実施要綱別記1第3による事業の評価について、様式Bにより翌年度の5月末までに地域振興局長を経由して知事に報告する。

また、市町村長は、必須目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、農業経営相談所等の支援機関に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家などを活用して指導を行うものとし、その内容を報告書に記入するものとする。

併せて、導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入が通年で継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。

なお、やむを得ない事情により、期日までに実績を取りまとめることが出来ない場合、市町村長は、その理由を明確にし、速やかに知事に報告してその指示を受けることとする。

- (2) 市町村長は、前項の報告を行うにあたり、目標達成状況を点検評価した結果、構造転換支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないとき（必須目標が達成されていないときまたは選択目標がおおむね達成されていないときをいう。）その他必

要と判断した場合（以下、「改善指導対象の場合」という。）、「助成対象者に対して、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。特に点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である助成対象者に対しては、関係機関と連携を密にしながら、重点的に指導等をする。その結果を前項の報告に付して知事に報告するものとする。

- (3) 市町村長は、前項の指導を行った上で、構造転換支援計画に掲げた成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには成果目標が達成されるよう助成対象者へ継続的に指導するとともに、必要に応じてその状況を知事に報告する。なお、市町村長は、指導を行った上で、目標年度の翌々年度までに成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、助成対象者に事業を中止させるなど、適切な措置を講じるものとする。
- (4) 地域振興局長は、(1)により目標達成状況等の報告を経由する際、その内容を点検し、改善指導対象の場合においては市町村長に対して適切な指導を行うとともに、その結果及び指導内容等を様式B別添2に整理の上、進達するものとする。

## 5 市町村への配分等

- (1) 県は、実施要綱別記1第4の2により国から配分を受けた額を市町村に配分するものとする。なお、助成対象者ごとの上限額は、法人の場合は3,000万円、法人以外の者の場合は1,500万円とする。
- (2) 県は、(1)の配分を受けた市町村で助成金の残額が生じた場合、市町村間の調整を図るなど、予算の効率的かつ適正な執行に努める。
- (3) (1)により、配分を受けた市町村のうち、やむを得ない事情により、支援計画の申請を行わない場合は、様式Cにより県に報告するものとする。

## 6 その他事務取扱等

- (1) 新潟県における本事業の実施に係る本庁の事業所管課は、地域農政推進課とする。
- (2) 地域振興局長は、所管する地域の農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努め、本事業の円滑な実施を図るものとする。  
また、地域振興局長は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることを鑑み、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について、市町村長と連携し、十分な周知を図るものとする。
- (3) 地域振興局長は、事業実施地区が市町村域を超える場合は、関係する地方公共団体及び地域振興局と連携し・協力し、適正な事業執行を図るものとする。
- (4) 事業実施にあたり市町村長が提出する書類の種類、提出先及び必要部数等は別表のとおりとする。

## 7 その他

その他、必要な事項については、別に定める。

附則 この通知に基づく手続きは令和8年3月27日から実施し、令和8年1月23日から適用する。



(様式A)

番 号  
令和 年 月 日

新潟県知事 ○○○○ 様

○○市（町村）長

令和 年度地域農業構造転換支援事業計画書の  
承認（又は変更承認）申請について

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記1第1の6の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 申請地区  
様式A－別紙1のとおり
  
- 2 添付書類  
○ 別表の計画申請の関係書類

申請地区一覧

市町村名	市町村への配分額 (又は割当内示額) A	地区名				地区配分額 B	備考
			地域農業構造転換 支援事業のうち リース導入以外	地域農業構造転換 支援事業のうち農 業用機械リース導 入	市町村 付帯事務 費		
〇〇市町村							
合計			0	0	0	0	差額 (A-B) 0

事業完了(予定)年月日 年 月 日

注1 変更地区(又は追加・中止地区)について、備考欄にその概要を記載すること。

また、上段( )内に変更前、実数を変更後として記入すること。

注2 配分額(又は割当内示額)以内で申請する場合は、理由書を添付すること。

(様式Aの関係書類)

助成対象者における消費税等の納税対応状況確認表

市町村名	地区名	地区毎の助成経団体の整理番号	助成対象者名	消費税等納税対応予定(又は状況の確認結果)(該当に○)										備考	
				1 課税売上げなし	2 市町村の一般会計	3 免税事業者	4 納税義務者								イ 課税売上げ割合が95%以上
							(1) 簡易課税制度採用者	(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超	(3) 一般の事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下			ア 課税売上割合が95%未満	イ 課税売上げ割合が95%以上		
									(ア) 一括比例配分方式	(イ) 個別対応方式					
消費税等仕入控除税額の区分															
				該当なし			含む		該当なし		あり				
〇〇市	〇〇地区														
	〇〇地区														
	〇〇地区														

(注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。  
 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。  
 ※1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)  
 財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合  
 ※2 みなし法人  
 人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。  
 ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。  
 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。  
 4 変更のあった助成対象者は、その上段に変更前を( )書きで記載すること。  
 なお、実績報告書を提出するにあたっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。(仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合を除く)  
 (実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定の資料等の名称及び年月を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに交付要綱第11の4の手続を行うこと。)

### 理由書

配分額 (又は割当内 示額) A	今回申請額 B	既申請額 C	差額 D= A-(B+C)
6,465,000	3,600,000	0	2,865,000

#### 【概要】

〇〇〇〇（理由を整理）  
 <例（以内申請）>  
 北陸 三郎の育苗ハウス他を導入する計画で、事業要望していました。しかし、〇〇により事業実施が困難となり、〇〇月〇〇日に事業取り止めを届け出ました。  
 市として検討した結果、事情やむをえないことから、北陸 三郎の育苗ハウスの整備を取り止めることとなりましたので、以内申請します。

	要望時			申請時			備考
	対象機械	事業費	助成金	対象機械	事業費	助成金	
〇〇〇〇	トラクター	9,000,000	2,700,000	トラクター	9,000,000	2,700,000	
	籾摺機	1,000,000	300,000	籾摺機	1,000,000	300,000	
		10,000,000	3,000,000		10,000,000	3,000,000	
△△△△	育苗ハウス	6,476,610	1,942,000		0	0	事業中止
	畦塗機	887,250	266,000		0	0	
	フレコンスケール	2,192,820	657,000		0	0	
		9,556,680	2,865,000		0	0	
その他		2,000,000	600,000		2,000,000	600,000	
合計		21,556,680	6,465,000		12,000,000	3,600,000	差額2,865千円

#### 【今後の予定】

時期	内容
なし	差額については、不用額とし、今後の申請予定ありません。

(様式B)

地域農業構造転換支援事業目標達成状況報告書

番 号  
令和 年 月 日

新潟県知事 ○○○○ 様

○○市(町村)長 ○○○○

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記1第2の規定に基づき、成果目標の達成状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 報告対象  
○年度地域農業構造転換支援事業
- 2 報告対象年度  
○年度実績(○年目)
- 3 提出書類
  - ・ 目標達成状況報告書 (様式B、別紙様式4号(国実施要綱様式))
  - ・ 目標達成状況報告書(市町村) (様式B(別添1))
  - ・ 目標未達成理由等の報告書 (別紙様式5号(国実施要綱様式)) ※

※ 改善計画書は目標年度に成果目標が未達成だった場合に提出すること。

## 地域農業構造転換支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	新潟県
-------	-----

承認年度	市町村名	地区名	市町村の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 市町村長は、知事へ報告する地域農業構造転換支援事業目標達成状況報告書に、本様式を添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、助成対象者に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「—」を記入する。  
 なお、目標年度において目標を達成していない、助成対象に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

## 地域農業構造転換支援事業目標達成状況に対する所見等(地域振興局)

都道府県名	新潟県	地域振興局名	
		担当者職・氏名	

承認年度	市町村名	地区名	市町村の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容を踏まえた地域振興局の所見（評価）及び指導内容

- (注) 1 本様式は、地域振興局が事業実施主体から提出された報告書の進達に添付するものとする。
- 2 地域振興局は、成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「一」を記入する。  
 なお、目標年度において目標を達成していない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

様式C

番 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県農林水産部長 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

地域農業構造転換支援事業に係る事業の取り止めについて

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって〇〇のあった〇〇年度地域農業構造  
転換支援事業について、下記のとおり取り止めします。

記

- 1 地区名  
〇〇地区
- 2 対象経営体名  
〇〇〇〇
- 3 取り下げることとなった経緯・理由等  
〇〇

※ 配分を受けた後、支援計画の承認申請を取り止める場合に提出すること。